

東 景 観 審 第 1 号

平成30年11月27日

東近江市長 小 椋 正 清 様

東近江市景観審議会

会 長 谷 口 浩 志

東近江市景観計画の変更（素案）について（答申）

平成30年11月14日付け、東都計第673号で諮問された東近江市景観計画の変更（素案）については、東近江市風景づくり条例（平成22年条例第26号）第28条第1項の規定に基づき、当審議会でも慎重に審議した結果、下記のとおり意見を付して案を適当と認めましたことを答申します。

記

意見・・・文中における「瓜生川」の名称について、歴史的な経過を考慮した記載を検討すること。